



夏休み期間中、 子どものオンライン 課金に注意！

夏休み期間中は、子どもがスマートフォンやタブレット、ゲーム機に触れる時間が長くなります。この時期は、全国の消費生活センターで、子どもが利用したオンライン課金についての相談が多くなる傾向があります。

○全国では次のような事例があります。

- ・無料とあったので、子どもに何も説明せず自分のスマートフォンを渡してゲームで遊ばせていたら、後日カード会社から高額な請求書が届いた。
- ・古いタブレットを渡して遊ばせていたら、残っていたクレジットカード番号の記録を利用し、オンラインゲームに高額課金していた、等々。

※ 消費者庁の資料によると、オンラインゲームに係る相談の過半数が20歳未満のもので、契約購入金額では10歳未満の場合は、10万円～50万円未満が約40%、5万円～10万円未満が約25%と高額な相談が多い状況。

【トラブルを防ぐ6つの対策】

- ① 保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡すと、子どもでも簡単に課金できてしまいます。
- ② 保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、ペアレンタルコントロール機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定することができます。
- ③ キャリア決済は必要に応じ上限額を低く設定しましょう。
- ④ クレジットカードは、子どもが簡単に持ち出しできないように管理方法を工夫してください。
- ⑤ 子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は、忘れずに削除してください。
- ⑥ 子ども自身が考えて適切にゲームと付き合えるように、子どもと一緒に行う対策も重要です。子どもと一緒にオンラインゲームの課金の仕組みを確認したり、ルールを決めたりしましょう。

※ カード名義人ではない子どもがクレジットカードを利用した場合、クレジットカード会社からカード名義人に対して管理責任を問われることもあります。民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができますが、子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります。

もしもトラブルに遭ったら、188(消費者ホットライン)まで相談を！
八戸市消費生活センター